

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（平成28年度決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 73,166 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,387,144 千円

（単位：千円）

区分		平成28年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	312,525	218,726	6,210	87,589	42,040
	高齢者福祉	48,984	2,672	11,713	34,599	
	児童福祉	591,021	296,888	59,111	235,022	
	母子福祉	64,906	12,595	1,252	51,059	
	（小計）	1,017,436	530,881	78,286	408,269	
社会保険	国民健康保険事業	58,655	36,943		21,712	23,588
	介護保険事業	108,803			108,803	
	後期高齢者医療事業	117,962	19,399		98,563	
	（小計）	285,420	56,342	0	229,078	
保健衛生	疾病予防	64,476	322	3,496	60,658	7,538
	母子保健	17,761	7,214	51	10,496	
	医療	2,051			2,051	
	（小計）	84,288	7,536	3,547	73,205	
合計		1,387,144	594,759	81,833	710,552	73,166

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。